

退学者の再入学の取扱いについて

本校を退学（除籍を含む。以下同じ。）した方で、勉学の意思が強固で再入学を希望する方は、再入学を志願することができます。ただし、学則第38条（懲戒）により退学した者に対しては、再入学の資格を認めません。

再入学を志願する方は、次に掲げる書類に検定料を添えて、6月末日までに本校学生課教務係へ提出してください。

- (1) 再入学願
- (2) 再入学希望調書

出願書類については、本校学生課教務係へ請求してください。

(TEL 027-254-9053)